

○反映される賃金の範囲

	平均賃金	標準報酬月額	賃金日額
	算定事由発生日以前3か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除して算定 【労働基準法第12条】	毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3か月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除した額に基づき、等級区分によって決定 【健康保険法第41条】 【厚生年金保険法第21条】	被保険者期間として計算された最後の6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して算定 【雇用保険法第17条】
臨時に支払われた賃金	含まれない	含まれない	含まれない(※)
3か月を超える期間ごとに支払われる賃金	含まれない	含まれない	含まれない(※)
通貨以外のもので支払われた賃金	一定の範囲(法令又は労働協約に定めがあるもの)に属しないものは含まれない	労働の対償として受けるものであれば含まれる	含まれる (食事、被服及び住居の利益のほか、公共職業安定所長が定めるところによる)

※失業保険法(昭和22年法律第146号)及び昭和59年7月31日以前の雇用保険法においては、賃金の総額に、臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を含めて賃金日額が算定されていた。

・表中で参照した法律の法令番号

健康保険法(大正11年法律第70号)

労働基準法(昭和22年法律第49号)

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

雇用保険法(昭和49年法律第116号)